指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	登 録 番 号
株式会社八木組	ひたちなか市西赤坂3996-1	2-014876

- 2 指名停止措置期間 令和2年12月1日~令和2年12月14日 (2週間)
- 3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等
- 4 事実概要

(株) 八木組は、茨城港湾事務所発注の直立消波ブロック製作工事において、令和2年8月27日、作業員への安全教育が不十分であるなど、不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

5 指名停止理由

(株) 八木組が工事関係者に重傷者を生じる事故を起こしたことは、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。) 別表第1第8号(3)に該当する。

<指名停止措置要領別表第1>

措 置 要 件	期間	
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)		
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事		
関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大	2週間以上1か月以内	
であると認められるとき。		
(1), (2) (略)		
(3) 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生		
じたとき。		
(4) 略		

問い合わせ先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係 茨城県常陸太田市金井町3690 電話 0294—72—3111